

鹿屋市地域生活支援事業実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 4 月 1 日

鹿屋市長 郷 原 拓 男

鹿屋市規則第 25 号

令和 8 年 3 月 13 日 決 裁

鹿屋市地域生活支援事業実施規則の一部を改正する規則

鹿屋市地域生活支援事業実施規則（平成30年鹿屋市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「特定施設入所障害者」を「特定施設入所等障害者」に、「継続入所障害者」を「継続入所等障害者」に改め、同条第4項中「前各項」を「前3項」に、「地域生活支援事業者」を「地域生活支援事業」に改める。

第7条第2項中「鹿屋市地域生活支援事業利用承認（不承認）決定通知書」を「決定通知書」に改める。

第9条中「鹿屋市地域生活支援事業利用承認決定通知書」を「決定通知書」に改める。

第10条第3項中「鹿屋市地域生活支援事業実施事業者指定申請書の提出」を「規定による申請」に改める。

第11条第2項後段中「、地域生活支援事業の廃止」を「、市長は、地域生活支援事業の廃止」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。